

【第3弾 きたなごやクーポン券取扱店 登録申込書 兼 誓約書】

令和5年 月 日

北名古屋市商工会 宛

所在地

店舗・事業所名

代表者職・氏名

印

きたなごやクーポン券事業の趣旨に賛同し、取扱店として申込みいたします。なお、申込みにあたっては、注意事項等を遵守する事を誓約いたします。また、暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員もしくは関係者、暴力団関係企業でないことについて誓約いたします。

登録内容

①店舗・事業所等について

前回の申込内容と同一内容での登録

希望する

※前回の2022(令和4)年度きたなごや生活支援クーポン券事業と掲載内容等が同一である場合、上記のに✓をしてください。その場合、以下の記載は不要です。また、一部に変更がある場合はに✓のうえ、変更箇所のみご記載ください。指定預金口座については前回と同様であってもあらためてご記載ください。

※太枠内についてはチラシ・ホームページに掲載される項目(予定)となります。

チラシに記載する 店舗・事業所名			
店舗・事務所の 所在地	〒 _____ 北名古屋市		
チラシに記載する TEL	TEL		FAX
ご担当者名			連絡先 (携帯等)
業 種			定休日
業種表示名 (概ね6文字以内)	例) 総合スーパー、喫茶店、お食事処、生花、婦人服、 クリーニング、理美容、整体、建築リフォーム など		

②換金振込先指定口座について

※前回と同じ内容であっても記入は必須です。

指定預金口座 貴店(社)への振込口座 となりますので正確に ご記入ください。	フリガナ								
	口座名義人								
	金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合						本 店 支 店 出張所	
	預金種目 (いずれかに○)	1 普通預金 2 当座預金	口座番号 (左詰めにて記入)						

(注1) 北名古屋市に複数店舗がある場合は、店舗ごとにご提出をお願いします。

(注2) 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、同意なく本事業以外には使用いたしません。

注意事項及び誓約事項

利用制限

クーポン券の利用は、個人消費に限り、事業者間での利用はできないものとします。

取扱方法

- 取扱店は、回収したクーポン券の裏面に店指定のゴム印を押印するか、取扱店名・代表者名等を記入するものとします。
- 取扱店名の記載及び押印されたクーポン券は、他店で再び使用することはできないものとします。
※取扱店名等の記入のないクーポン券は換金できません。

換金方法及び期間

取扱店が回収した使用済みのクーポン券の換金方法は、次のとおりとします。

- (1) 取扱店は、「使用済クーポン券」と「第3弾 きたなごやクーポン券換金申請書」を商工会へ提出することにより、換金を申し込むものとします。
※使用済クーポン券は必ず1枚ずつ切り離して提出してください。
また、100枚以上換金をする場合は、100枚毎に輪ゴムでまとめて提出してください。
(ホチキス、のり等でまとめず、必ず輪ゴムでまとめる)
- (2) 換金は取扱店より、事前に申し出のあった金融機関へ口座振込により支払うこととします。
- (3) クーポン券の換金受付日程、口座振込日等は中面のとおりとします。
- (4) **最終換金受付日を過ぎたクーポン券は換金できません。**

不正防止

- 取扱店は、接客の際にはコピー等によるクーポン券の偽造等に十分気を付け、不正防止に努めるものとします。
- 利用者から受け取ったクーポン券の盗難、紛失等は取扱店の責務とします。
- 取扱店自体がクーポン券を直接換金することを禁止します。
- その他、不正使用があった場合、返還請求等を行う場合があります。

その他

- 商工会が本事業に関して調査を行う時は、報告書等の作成にご協力ください。
- この事業について、アンケート調査の依頼があったときは、ご協力ください。